

2026年6月12日

各位

会社名 ニデック株式会社  
 代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉  
 取引所 東証プライム (6594)  
 所在地 京都市南区久世殿城町 338  
 問合せ先 コーポレートコミュニケーション部 渡邊 啓太  
 電話 (075) 935-6150

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月24日開催の取締役会決議により、2026年6月18日に開催予定の第53期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

新経営体制を踏まえ、株主総会および取締役会の運営ならびに役付取締役の見直しを行い、現行定款第13条および第21条に定める株主総会および取締役会の招集権者および議長と、第20条に定める「代表取締役および役付取締役」を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第12条 <条文の省略>	第11条～第12条 <現行通り>
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>グローバルグループ代表</u> がこれを招集し、その議長となる。	第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、その議長となる。
<u>2 取締役グローバルグループ代表にさしつかえがあるとき、あるいは取締役グローバルグループ代表が指名したときは、取締役社長がこれに代わる。</u>	<削 除>
<u>3 取締役グローバルグループ代表および取締役社長にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u>	<u>2</u> 取締役社長にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第17条～第19条 <条文の省略>	第17条～第19条 <現行通り>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第20条 <条文の省略>	第20条 <現行通り>
2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、 <u>取締役グローバルグループ代表1名、取締役会長1名、取締役社長1名</u> 、ならびにその他の役付取締役若干名を選定することができる。	2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長1名、取締役社長1名ならびにその他の役付取締役若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役グローバルグループ代表</u> がこれを招集し、 <u>その議長</u> となる。	第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役グローバルグループ代表</u> にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	2 <u>前項の規定による取締役</u> にさしつかえがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日      2026年6月18日  
定款変更の効力発生日                      2026年6月18日